

## 報告事項No. 2

# 令和3年度 優良PTA表彰団体の決定について

## 1 文部科学大臣表彰

被表彰団体 2 団体

団体名	会長	校長
川崎市立久末小学校父母と先生の会	鈴木 正宏	結城 俊一
川崎市立東菅小学校PTA	大塚 高道	藤中 大洋

表彰式： 11月19日（金） ホテルニューオータニ

## 2 神奈川県教育委員会表彰

被表彰団体 4 団体

団体名	会長	校長
川崎市立今井中学校PTA	松倉 貴博	千葉 葉子
川崎市立東高津小学校PTA	黒川 浩一	渡部 伸一
川崎市立犬蔵小学校PTA(学校と家庭の連絡会)	田中 徹	松岡 広記
川崎市立南生田中学校PTA	片野 貴人	網屋 直昭

表彰式： 9月2日（木） 神奈川県庁  
新型コロナウイルス感染症拡大により中止

## 被表彰団体業績

### 【文部科学大臣表彰】

#### (1) 川崎市立久末小学校父母と先生の会

年度初めや学校行事・PTA行事開催前に、保護者の中からボランティアを募集し、そのボランティアから出た多くの意見をPTA活動に反映させている。また、PTA会員と地域住民とで朝の読み語りを実施する「久末読み語りの会」、ほぼ毎日PTA会員が「久末小学校PTA地域安全マップ」を基に下校時間に実施する通学地域のパトロール等を行うことで、学校・地域・子どもとのつながりをより一層深めている。

#### (2) 川崎市立東菅小学校PTA

子どもたちが地域への関心や理解を高めるための環境づくりとしてPTAが主体となって地域住民と連携し「郷土資料室」を整備しているのみならず、児童が参加する体験型ワークショップ「ふれあいまつり」、保護者参加の各種スポーツイベントなど、各イベントを積極的に開催することで、PTAが地域と学校との橋渡し役を担っている。

### 【神奈川県教育委員会表彰】

#### (1) 川崎市立今井中学校PTA

「できる人が、できるときに、できることを」をモットーに、既存の委員会の改編を行い、保護者・教職員が参加しやすい環境を整備するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として「今井中PTAガイドライン」を作成し、オンラインによる役員会の開催やSNSで委員への連絡を行うなど、多くの保護者や教職員がPTA活動に参加しやすい環境づくりに努めた。

#### (2) 川崎市立東高津小学校PTA

学校—PTA—町内会の地域住民とで構成している「地域安全連絡協議会」の開催を年3回以上計画した上で、見守り活動やパトロールを実施し、校外で子どもたちが安全に過ごせるよう地域との連携を深めた。また、地域住民と協力して作成した安全マップを基に子どもたちの安全を見守るだけでなく、危険箇所のチェックを行うことで安全マップの更新を図るなど、自らの活動にも反映させた。

#### (3) 川崎市立犬蔵小学校PTA（学校と家庭の連絡会）

総会はアプリを利用した紙面総会へ移行し、Web会議システムを使用した役員会・運営委員会などを開催するなど、多くの保護者や教職員がPTA活動に参加しやすい環境づくりの構築を図った。規約、総会資料、運営委員会の議事録等、PTA活動に関する各種資料

を会員限定でホームページに公開し、それを定期的に更新するなど、どの会員も情報を得やすい環境を構築した。

#### (4) 川崎市立南生田中学校PTA

平成 30 年度からPTAアンケートを会員に対して実施し、本部役員や委員では気づかなかった点への意見や指摘を得ることで、それをPTA活動に反映させた。また、家庭教育学級を計画する際にも、そのアンケートを基に会員の希望に沿った講演会や講習会を検討することで、より多くの会員がPTA活動に参加しやすい環境づくりに努めた。

## 優良PTA文部科学大臣表彰要項

平成13年5月7日  
文部科学大臣決定  
令和2年4月7日  
一部改正

### 1 趣旨

PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的とする。

### 2 表彰基準

組織・運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

#### (1) 組織・運営

- ア 適切な組織が構成され、効果的な運営が行われていること。
- イ 会員の総意を十分反映して運営が行われていること。
- ウ 保護者と教師との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算・経理が適切であること。
- オ 地域の諸機関・団体との連携・協力が図られていること。
- カ 組織運営に関する適切な情報公開及び活動に関する活発な広報が行われていること。

#### (2) 活動

- ア 地域住民等と協働して行う「地域学校協働活動」（学校支援活動、放課後や休業日等における教育・体験活動、学校外における教育・体験活動、その他地域の住民・団体等と協働して行う諸活動。文部科学省が実施している補助事業によって実施する活動かどうかは問わない。）が活発に行われていること。
- イ 学校教育、家庭教育、社会教育に関する学習活動その他の会員相互の学びに関する諸活動が活発に行われていること。
- ウ 児童・生徒等の生活指導に関する活動が活発に行われていること。

### 3 被表彰候補団体の選考及び推薦の方法

- (1) 都道府県教育委員会は、上記表彰基準に従い、各都道府県内のPTAのうち優良と認められるPTAを原則として3団体以内（ただし、指定都市を含む道府県にあっては1市あたり2団体以内、特別区を含む東京都にあっては5団体以内の推薦分をこれに加えることができる。）を選考し（選考にあたっては、幼稚園、認定こども園、高等学校、特別支援学校のPTAのうち、必ず1団体は含むこととする。）、別紙様式により文部科学大臣あてに推薦すること。
- (2) 選考にあたっては、各都道府県内の校種別校数や設置者別校数等の状況等を考慮すること。
- (3) 被表彰候補団体の選考に当たっては、都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設けるなど適切な措置を講ずること。

### 4 被表彰団体の選考

文部科学省に優良PTA審査委員会を設け、都道府県教育委員会から推薦されたPTAについて書類審査により選考する。

### 5 その他

被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。

## 優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県教育委員会表彰規則（昭和24年神奈川県教育委員会規則第12号）第6条の規定に基づき、PTA本来の目的及び性格に照らし、優良な実績を上げているPTAの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰候補者の推薦基準)

第2条 組織、運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

(1) 組織・運営

- ア 適切な組織が構成され、参加しやすい環境づくりや効果的な運営が行われていること。
- イ 会員それぞれの状況等に配慮しながら、幅広く意見聴取を行うなど会員の総意を十分反映した運営が行われていること。
- ウ 保護者と教職員との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算・経理が適切であること。
- オ 地域の諸機関・団体との連携・協力が図られていること。
- カ 組織運営に関する適切な情報公開及び活動に関する活発な広報が行われていること。

(2) 活動

- ア 地域住民等と協働して行う「地域学校協働活動」（学校支援活動、放課後や休業日等における教育・体験活動、学校外における教育・体験活動、その他地域の住民・団体等と協働して行う諸活動）が活発に行われていること。
- イ 学校教育、家庭教育、社会教育に関する学習活動その他の会員相互の学びに関する諸活動が活発に行われていること。
- ウ 児童・生徒等の生活指導に関する活動が活発に行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、表彰の期日において発足した日から3年を経過していないPTAは、表彰の候補者となることができない。

(推薦)

第3条 神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、別表の左欄に掲げる者に対して、同表の右欄に掲げるPTAの表彰候補PTAの推薦を求めることができる。

2 前項の推薦は、優良PTA神奈川県教育委員会表彰表彰候補PTA推薦書（別紙様式1）に、表彰候補PTA調査票（別紙様式2及び別紙様式3）及び関係書類を添えて提出させるものとする。

(被表彰PTAの選考)

第4条 教育長は、前条により推薦されたPTAの中から表彰を行うPTAを決定する。

2 被表彰PTAの決定に当たっては、優良PTA表彰候補団体選考委員会の意見を徴するものとする。

(表彰)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前項の場合において、記念品を贈ることができる。

(選考・決定の取消)

第6条 被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 1 この要綱は、平成14年4月9日から施行する。

2 優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱（平成7年6月27日制定）は、廃止する。

附 則 1 この要綱は、平成15年3月27日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

- 附 則 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 22 年 2 月 5 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 26 年 1 月 14 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 27 年 1 月 26 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 18 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 28 年 7 月 27 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 30 年 1 月 31 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

別 表

推薦者	推薦対象 P T A
横浜市教育委員会教育長	横浜市立の小・中学校・高等学校及び義務教育学校の P T A
川崎市教育委員会教育長	川崎市立の小・中学校及び高等学校の P T A
相模原市教育委員会教育長	相模原市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校の P T A
横須賀市教育委員会教育長	横須賀市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校及び高等学校の P T A
神奈川県教育委員会教育局各教育事務所長	管轄区域内の公立の幼稚園・認定こども園・小・中学校の P T A
神奈川県立高等学校 P T A 連合会会長	県立の高等学校及び中等教育学校の P T A
神奈川県特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県特別支援学校肢体不自由教育校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県聾学校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県盲学校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
横浜国立大学教育学部長	横浜国立大学教育学部附属小・中学校の P T A



3 文 科 教 第 6 2 0 号

令 和 3 年 1 0 月 5 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

文部科学省総合教育政策局長

藤 原 章 夫

令和3年度優良PTA文部科学大臣表彰（小学校，中学校，  
義務教育学校，特別支援学校，私立幼稚園・認定こども園  
PTA）被表彰団体の決定について（通知）

標記について，優良PTA文部科学大臣表彰要項に基づき，下記のとおり  
決定しましたので通知します。

記

被表彰団体名：川崎市立久末小学校父母と先生の会  
川崎市立東菅小学校PTA  
横浜市立若葉台特別支援学校PTA  
横須賀市立鴨居中学校保護者と先生の会（PTA）  
横浜市立西寺尾第二小学校PTA  
横浜市立都田西小学校PTA  
神奈川県立津久井養護学校PTA（保護者と教職員）

<本件担当>

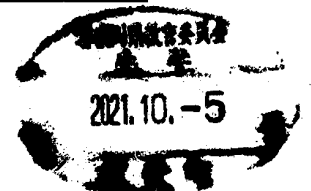
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

事業係（下仲，葉山，吉田）

TEL：03-6734-2971 [内線：2971]

FAX：03-6734-3718





生学第 57 号  
令和3年8月6日

川崎市教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

令和3年度優良PTA神奈川県教育委員会表彰について（通知）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件について、次のとおり表彰団体が決定しましたので通知します。

ついては、表彰式を次のとおり行いますので、被表彰団体に対し表彰決定及び代表者の表彰式への出席（1団体1名）について御連絡いただき、別紙「出席者名簿」により、令和3年8月19日（木）までに電子メールにて当課あて御連絡くださいますようお願いいたします。出席については任意であり、欠席の場合は賞状をお送りさせていただきます。

なお、表彰式は、感染症拡大防止対策を講じたうえで実施する準備をしておりますが、新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、中止する場合がありますので御承知おきください。その際は、速やかに御連絡させていただきます。

また、今年度の表彰式も昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針に基づき、来賓及び市町村教育委員会の担当者は参列せずに行います。

- 1 被表彰団体 川崎市立今井中学校PTA  
川崎市立東高津小学校PTA  
川崎市立犬蔵小学校PTA（学校と家庭の連絡会）  
川崎市立南生田中学校PTA

2 表彰式

(1)日 時 令和3年9月2日（木）14:00～14:30（受付は13:45～14:00）

(2)場 所 神奈川県庁本庁舎3階 大会議場（横浜市中区日本大通1）

(3)交 通 別添周辺案内図のとおり

- (4)その他
- ・御出席の際は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためマスクの着用をお願いします。また、御自身での健康状態の確認と検温を済ませ、発熱・息苦しさ等の症状のある方は、参加を控えていただきますようお願いいたします。
  - ・お車での御来場は御遠慮ください。

問合せ先

教育局生涯学習部生涯学習課

社会教育グループ 永野、中島

電 話 (045)210-8347(直通)

ファクシミリ (045)210-8939

電子メール syakyou@pref.kanagawa.lg.jp

## 【参考】

(公社) 日本PTA全国協議会会長表彰  
被表彰団体 1 団体

団体名	会長	校長
川崎市立下河原小学校PTA	中井 盛久	森脇 晃司

※川崎市PTA連絡協議会からの推薦

表彰式：11月19日(金) ホテルニューオータニ